

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（証券専門会社の業務等） 第四条の三（略） 2・3（略） 4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等とその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十号及び銀行法第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済</p>	<p>（証券専門会社の業務等） 第四条の三（略） 2・3（略） 4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第七号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等とその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十号及び銀行法第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済</p>

株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。
以下この項において同じ。()を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7 (略)

(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

2 (略)

株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。
以下この項において同じ。()を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7 (略)

(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。第五条の七、第十六条、第二十五条の三及び第二十六条において同じ。()をもつてする自己の株式の消却

2 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第六号において「新規事業分野開拓会社」という。)の株式等をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等(国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りで

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第七号において「新規事業分野開拓会社」という。)の株式等をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等(国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りで

ない。

5 7 (略)

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

2 (略)

(資本の額の減少の認可の申請)

第六条 長期信用銀行は、銀行法第五条第三項の規定による資本の額
の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書
類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項(株式の
併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

ない。

5 7 (略)

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の利益をもつてする自己の株式の消却

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社
の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

2 (略)

(資本の額の減少の認可の申請)

第六条 長期信用銀行は、銀行法第五条第三項の規定による資本の額
の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書
類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 株式の併合をする場合には、商法第三百七十七條第一項におい
て準用する同法第二百十五條第一項(株式の併合の手続)の規定
による公告及び通知の状況を記載した書類

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四（略）

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

（削る）

（削る）

六（略）

七（略）

（合併の認可の申請）

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六（略）

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四（略）

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

七（略）

八（略）

（合併の認可の申請）

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六（略）

七 株式の併合をする場合には、商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇十四 (略)

(分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇十五 (略)

(銀行法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇四 (略)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

八〇十四 (略)

(分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第三百七十四條ノ十五第二項又は第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する同法第二百十五條第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇十五 (略)

(銀行法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇四 (略)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する

会社の再評価価差額金をもつてする自己の株式の消却

六 (略)

七 (略)

七 (略)

八 (略)

(特定子会社)

(P)

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第二項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

第二十五条の六 銀行法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第五条の七第一項第十三号に掲げる業務を専ら営む会社とする。

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
い。

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
い。

一～六 (略)

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の併合をする場合には、商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十五條第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十五 (略)

八～十五 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

(長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の

十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六條 銀行法第五十三條第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十九 (略)

二十 自己の株式を取得しようとする場合

(削る)

(削る)

二〇一 (略)

二〇二 (略)

二〇三 (略)

十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第三百七十四條ノ十五第二項又は第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六條 銀行法第五十三條第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十九 (略)

二十 利益をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

二十一 資本準備金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

場合

二十二 再評価差額金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

場合

二〇三 (略)

二〇四 (略)

二〇五 (略)

2
~
8 (略) 二十四 (略)

2
~
8 (略) 二十六 (略)